

議題 1

千葉市社会福祉審議会高齢者福祉・介護保険専門分科会あんしんケアセンター等運営部会
部会長職務代理者の指名について（報告）

本年3月31日付けで、千葉市社会福祉協議会前会長 田辺裕雄委員が、本市社会福祉審議会委員を退任され、本年4月1日付けで同協議会会長 竹川幸夫委員が、本審議会委員に就任されました。

これにともない、千葉市社会福祉審議会条例第5条第4項及び第9条第7項にもとづきまして、松崎部会長により、新たに竹川委員が部会長職務代理者に指名されましたので報告いたします。

参考

千葉市社会福祉審議会条例（平成12年千葉市条例第10号）抜粋
（委員長）

第5条

4 委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

第9条

7 第5条から第7条までの規定は、第1項から第5項までに規定する部会（以下「部会」という。）について準用する。この場合において、第5条第1項中「審議会」とあるのは「部会」と、「委員長」とあるのは「部会長」と、同条第2項中「委員長」とあるのは「部会長」と、同条第3項中「委員長」とあるのは「部会長」と、「会務を総理し、審議会を代表する」とあるのは「部会の事務を掌理する」と、同条第4項中「委員長」とあるのは「部会長」と、第6条第1項中「審議会」とあるのは「部会」と、「委員長」とあるのは「部会長」と、同条第2項中「委員長」とあるのは「部会長」と、「審議会」とあるのは「部会」と、同条第3項及び第5項並びに第7条中「審議会」とあるのは「部会」と読み替えるものとする。